

論 文

中国の農村土地制度改革—農業生産の効率化と農地集約

高 屋 和 子

はじめに

中国では、改革開放以降、農家経営請負制の導入により、農家は経営自主権を手にし、生産意欲も向上し、農産物生産の多様化と増産が見られた。また、沿海部を中心に郷鎮企業と呼ばれる中小企業が発展、農村の工業化も進展し、農民所得の向上も見られた。しかし、その一方で様々な問題も顕在化している。農家経営請負制は各農家に耕地の経営権を配分することで農業経営の零細化をもたらした。中国は、国土面積は広大であるが、それに占める耕地面積は13.5%と小さく、自然環境の厳しい地域も多い。農村余剰労働力も依然として推計で2億人にのぼると言われ、農家一戸当たりの耕地面積は平均0.6haと日本の4分の1に過ぎない。

もう一つの問題点として指摘されるのが、改革開放以降、沿海部や都市部への大規模な労働移動が起きているにも関わらず、一方で人口増により農村人口の減少スピードは相殺され、且つ、後述のように農村における農家戸数が増加したことである。土地は未だに農民にとって「社会保障」であり、都市に出稼ぎに出ても、そこでの社会保障が十分でない現状では、農地を容易に手放すことはできない。また、東部沿海地域や都市近郊農村を中心に、非農業に従事する農家が増加しており兼業化も進展している。大規模な労働移動が起こっているにも関わらず、耕地の集約が起りにくく、大規模経営等経営の効率化が実現されにくい。それに加え、多くの都市部へ出稼ぎ者は若年層であり、農業従事者の高齢化も進んでいる。中国全体としても少子高齢化が急速に進展しているが、農村においてはさらに若年層の流出による高齢化の進展が著しい。日本においても農業従事者の高齢化と担い手不足が言われて久しいが、中国においても同様の状況が急速に進展しており、農業の持続性は重大な危機に瀕している。

そのため、政府は特に2000年以降「農業産業化」に取り組み始めた。毎年年初に発表される重要政策方針である「一号文件」は、2004年以降連続して農村、農業の問題を取り上げ、

農民収入の増加と農村の社会・経済基盤の強化、農業の振興を重点課題として取り上げるようになり、その取り組みを強化している。その中で、農業経営の効率化と高付加価値化、食の安全の確保等農産物の品質管理の向上は重点課題となっている。「農業産業化」においては、土地改良・整備、灌漑設備の整備・改善といった基盤整備による生産力の向上を基本としつつ、経営規模化による生産効率の向上、農業構造調整による高付加価値製品の生産推進、流通システムの改善と、加工・販売に至るまでのサプライチェーン構築を進め、これらを支える「龍頭企業」（農産物生産・加工・流通・販売等一連の経営に携わるリーディングカンパニー）、或いは「農民專業合作社」と言われる農家組織の育成が目指された（高屋、2009、2010）。

本論文では、農業生産の効率化及び発展、食糧安全保障といった課題にとって重要な要素となる農地集約に関わって、農村土地制度改革の変遷と問題点を明らかにする。後述するように、地域により農村土地政策の実施状況は異なっており、個別現地調査が必要であるが、現在その調査の途上にあり、本論文においては、その現地調査の前提となるこれまでの政策の変遷と課題をまず整理したい。

なお、中国の土地所有は農村集団所有と、都市国有に分けられ、また用途別に農業用地と建設用地に分けられるが、本論文で分析対象としているのは農村集体組織（集団）所有の農業用地についてである（表1）。

表1 土地の所有と用途

農業用地	耕地：1億3492万 ha	6億4513万 ha	農村集団所有
	園地（果園・茶園）：1427万 ha		
	林地：2億5291万 ha		
	牧草地：2億1936万 ha		
	その他		
建設用地	農村建設用地	農村居住地（宅基地）	都市国有
		農村公共サービス・インフラ施設用地	
		企業用地	
	都市建設用地	住宅用地	
		工業用地	
		商業用地	
未利用地			

（注）面積は2016年末時点。建設用地は3910万 ha。

（出所）石（2005）、中華人民共和国自然資源部（2018）より作成。

1. 農家経営請負制の導入と制度、法整備による「土地請負経営権」の規定

改革開放政策は農村から始まったと言われる。農家経営請負制¹⁾の導入である。1983年頃には全国に普及し、人民公社体制が解体され、郷鎮政府が復活した。農家は経営自主権を手にしたが、土地の所有は村或いは村民小組の集団所有であり、農民はその集団所有の土地の経営権を与えられたのである。河原（2006）は、中国の農業農村政策はこの農家経営請負制の安定化を図ることを第一の目標として展開してきた、と特徴づけている。また、河原（2006、2017）は、それ以降の農村土地政策の変遷を形成期（1978～1983年）、第一期請負期（1984～1992年）、第二期請負期（1993年～）に分け分析を行っている。以下、この整理を参考に、相次いで出される農村土地改革に関する政策や法規制を見ながら、改革開放以降の農村土地制度の変遷を振り返りたい。

<形成期（1978～1983年）>

改革開放が始まった1978年から、農家経営請負制が全国的に普及した1983年までを形成期としている。1978年から1981年頃まで様々な請負形式が試みられていたが、最終的に農家経営請負制に移行していく過程と位置付けている。農家経営請負制は、国家への売渡義務と土地所有者である村や村民小組といった集団組織への上納義務（現物か現金）を果たせば、残りの農産物の処分権は各農家にある。よって、売渡義務や上納義務が課されるものの、一定の経営自主権を認めるものであり、農家の経営・生産意欲を刺激した。1982年には一号文件（「全国農村工作會議紀要」）において、すでに90%以上の生産隊が多種多様な形で農家経営請負制（文件中では「農業生産責任制」）を実施しており、それが社会主義集団農業の弊害を克服するのみならず、社会生産力をより速く発展させ、社会主義の優位性を発揮させるのに有利であると位置づけた。当時農村で実施されている多様な生産責任制を、すべて社会主義集体経済の生産責任制であるとし、長期間変更しないことを明確にした。1983年末までに98.3%の生産隊が本制度へと移行している（河原, 2017）。1983年には一号文件として「当面の農村経済政策の若干の問題」が出され、改めて農家経営請負制が肯定され、10月には人民公社の解体と、郷鎮政府建設等農村基層管理体制の改革が行われた。しかし、この時期、法的規定もなく、請負形式も多種多様で、請負期間や請負農家の権利もあいまいであり、更なる制度整備が必要な状態であった。

1) 当初、「聯産計酬（生産量に基づいて報酬を計算する）」、「定額記工」、「包産到戸（農家生産責任制）」、「包幹到戸（農家経営請負制）」等様々な経営方式がとられていたが、議論を土地制度改革に絞るため、本論文では改革開放以降導入された農村における請負制全般を農家経営請負制と呼ぶ。

＜第一期請負期（1984～1992年）＞

1984年には、一号文件「1984年農村工作に関する通知」において、請負期間が15年と定められ、また中核農家への農地集約が奨励された。請負経営権については、それまで請負期間もバラバラで、請負契約も不完全であったため、それに付随して請負農地に関するトラブルが多発しており、第一期請負期ではその安定化が図られた。1985年、1986年の一号文件においても農家経営請負期の安定化が重視され、農家と集体組織の関係（農家の個別経営と、集体組織による農機具管理・提供や技術指導などでの役割発揮）の再調整－「双層管理」が強調された。また、農副産品の統一買付・割当買付が廃止され、流通面での自由化へも大きな一歩を踏み出している。

その後、土地の請負経営権は、1987年の「民法通則」（第80条第2項「土地の請負経営権」）、及び1986年6月施行の「土地管理法」（1988年、1998年改正）において、「土地使用権」という権利概念として法的根拠が与えられることとなる。さらに、1988年4月に改正された現行の「中華人民共和国憲法」第10条第4項において、「土地の使用権は法律の定めるところにより譲渡することができる」と定められた。柳澤（2002）は、農民の「耕作権」が長期にわたって明確な法的根拠を与えられずにいたことを指摘し、「耕作権」がこれにより憲法上でも「土地使用権」の一部に相当することが明確にされたと述べている。さらに、その後「土地管理法」の改正を経て、1998年「中華人民共和国土地管理法实施条例」、同年「中華人民共和国基本農田保護条例」の制定と規定を経て、「耕作権」が農村における「土地の請負経営権」ないしは「土地使用権」を構成する一要素であることを明確にしていたとしている²⁾。

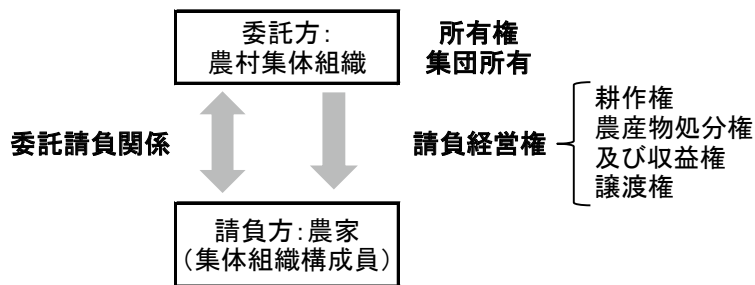
＜第二期請負期（1992年～）＞

1993年に中共中央・国務院より「当面の農業および農村経済発展に関する若干の政策措置」が出された。これにより、先の15年とした請負期間終了後、土地請負期間がそのまま30年延長されることとなった。加えて、農村集体組織による土地の集団所有と土地用途を変更しないことを前提に、委託方（農村集体組織）の同意を経て、請負経営権の有償譲渡が認められることとなった。第二次、第三次産業が発展し大部分の労働力が非農業に移動し、安定した収入がある「少数の」地域では、農民の意思を尊重したうえで、土地の請負について必要な調整を行い適度な規模経営を実行することなどが明記された。「少数の」とあることか

2) 「土地請負経営権」と「土地使用権」の関係が曖昧であるが、本論文では、「土地使用権」を都市部での建設用地などを含む広義での「土地を使用する権利」とし、「土地請負経営権」は農村において土地を農業（牧畜業や林業を含む広義の農業）を目的として利用する場合に発生する権利として定義しておきたい。

らもわかるように、この時点ではあくまでも大都市近郊農村など一部地域を想定したものであると考えられるが、請負経営権の有償譲渡、及び特に都市化・非農業化の進んだ地域での土地の調整が目論まれていると見ることができる。さらに同年に成立した「農業法（旧農業法）」においても、生産経営の決定権、生産物の処分権及び収益権を請負方（農家）が享有することが明記され、請負方は委託方の同意を得たうえで、請負経営権を譲渡できると規定し、請負経営権に関する法的規定化が進んでいる。

図1 農村土地請負経営権



（出所）各種資料より筆者作成。

1997年には「農村土地請負関係をさらに安定させ改善することに関する通知」が中共中央弁公庁・国務院弁公庁から出され、請負期間の30年延長が確認された。加えて、安定化のために延長は第一期請負を基礎に行うことや、請負地の調整を最小限に抑えるとともに、調整方法については村民大会または村民代表大会の成員の3分の2以上の同意が必要なこと、両田制の整理³⁾などが規定された。次いで1998年10月に、「農業と農村工作の若干の重大問題に関する決定」が第15期三中全会を通過した。ここでは土地集団所有の下、農家経営請負制を基礎に、経営権と所有権を分離し、「統分結合」（集体組織による統一管理と各農家による分散経営）の双層経営体制を打ち立て、農村の最も基本的な生産関係を調整・整理することが強調された。併せて同年成立した「土地管理法」においても、請負期間が30年であること、土地請負関係の調整に村民大会や村民代表大会の3分の2以上の同意を必要とすることが明記され、法的規定がなされた。このような法的規定を経て、2002年8月29日に「農村土地請負法」が成立し、2003年3月より施行されるに至った。

農村集体組織と農家との請負関係の安定化と、請負経営権の規定とその権益保護が進む一

3) 請負地の配分については、農地を農家の自給用食料等を栽培する「口糧田」と、政府への売渡或いは市場に向け出荷する作物を栽培する「責任田」に分けて配分が行われる。河原（2017）によると、その配分の際に、「責任田」の配分において、能力のある農家への土地集中が図られ、競争的要素が導入されることが多かったが、集体組織の裁量の余地が大きいために弊害が指摘されていた。

方で、農地の集約と経営規模化は全体としては順調に進んだとは言えない。上述のように、改革開放以降、沿海部や都市部への大規模な労働移動が起きているにも関わらず、農村における農家戸数が増加している。中国では周知のように特殊な戸籍制度—農村戸籍と都市戸籍（正式には農業戸籍と非農業戸籍）—によって、都市と農村は分断されてきた。現在に至っても都市と比べ農村における社会保障や教育などの公的サービスの格差は大きく、都市部へ出稼ぎに出たとしても、農村戸籍者は都市住民と同等の公的サービスを受けることは難しい。土地は出稼ぎ者にとって重要な社会保障であり、そのため出稼ぎに出ても請負経営権を容易に手放すことはない。一方、流動人口（戸籍登録地を離れて居住しているもの。直轄市や地級市内での区と区間の戸籍を離れての移動は含まない）は2000年で1.2億人、2005年には1.47億人に上り、農村人口も全体としては減少している（2000年の8.1億人から2005年7.5億人）ものの、新たな人口増によりその減少幅は相殺され、農村部における人口圧力は依然として高い。上述のように、東部沿海地域や都市近郊農村を中心に、兼業化が進展しており、大規模な労働移動が起きているにも関わらず、農地集約が起こりにくく、大規模経営等経営の効率化が実現されにくい状況であった。

請負地の調整・割り替えが実施されたことも、農民の農業投資に対する積極性や土地の肥培管理意欲を著しく阻害した。柳澤（2002）によると、「農家経営請負制の正式な実施から20年余が経過したが、その間、農村人口も変化し、周期的に耕作地の調整をしなければならなかった。ある調査によると、平均で3.01回の調整がなされ、60%を超える農村と60%の農家が耕作地の調整を経験したことになる」（p66）という。

2. 2003年「農村土地請負法」の施行

農家経営請負制導入以降、上述のように政府は農地の集団所有の枠組みを堅持しつつ、その土地を農民に請け負わせ、またその農民の「請負経営権」を保護・維持しつつ農地の有効活用を図るべく、その権利の有償での流動化を促進しようとした。柳澤（2003）はこの「農村土地請負法」制定の目的として、土地利用の効率化と土地財産の保障の2点を挙げている。実際、第1条にはその目的として、農民に長期に渡る土地使用権を賦与し、その当事者の合法的な権益を維持保護し、農業、農村経済の発展と農村社会の安定を促進するとしている。第16条においては、請負方の権利として、（1）土地の使用・収益、請負権の移転、自主的に生産経営を組織し、収穫した農作物を処分する権利、（2）請け負った土地が収用される場合の、法律に規定する相応の補償を受ける権利、（3）法律、行政法規に規定するその他権利、が明記され、第4節の土地請負経営権の保護では、請負期間内の政府などによる

回収や調整を禁じ（第26条、第27条）、相続も認める（第31条）としている。

また、第8条においては、農業以外の利用を禁じるとともに、国家は農民と農村集体経済組織が、土地に対して投資を増加させ、土地を肥培し、農業生産力を高めることを奨励するとしており、農民の自由意思による土地請負経営権の有償移転を保護する（第10条）とともに、土地集約と生産近代化、効率化を進めようとしていることがわかる。

請負期限については、耕地は30年とされ、草地については30年から50年、林地は30年から70年とされ（第20条）、書面による請負契約調印が定められている（第21条）。その他先にあげた第26条において、請負期間内の政府による請負地の回収を禁止すると同時に、「請負方の全員が一家そろって小都市（「小城镇」＝地方都市）へ移転した場合は、請負方の意思に基づき、その土地の請負経営権を留保するか、法に基づいて土地請負経営権の移転を進めることを認めなければならない。請負方が請負期間内に、一家そろって区政の敷かれた都市（大都市）に移転し、非農業戸籍に変わる場合は、請け負っている耕地と草地を委託方に返還しなければならない。請負方が返還しない時には、委託方は請け負わせた耕地と草地を回収することができる」としている点に注目したい。都市への人口移動が続き、農地集約を進めたい一方で、耕作が放棄されている土地も増えている現状への対応が求められており、農民の権益保護の観点から請負経営権の回収を禁じつつも、一定の条件がそろった場合の回収を可能とするものである。また、返還、回収の際にはそれに対する補償が重要であるが、「請負方は、当該請負地に資材を投入して土地生産力を高めたことに対する相応の補償を得る権利を有する」（第26条）とし、これまでの農地への投資や肥培への補償に言及している。

土地請負経営権の譲渡に関しては、第5節第32条で、転貸・賃貸・交換・譲渡或いはその他の方式で移転できるとしている。その他の方式としては、請負方の間で、土地請負経営権を自発的に連合で株として出資し、農業の共同生産を行える（第42条）こと、代理耕作についての規定（一年以内の代理耕作には書面契約が不要。第39条）が明記されており、代理耕作や出資が想定されているようである。出資に関しては、專業合作社など農家の協同組織が設立される際よく利用される方式で、この場合農家はその土地出資により協同組織に参加し、出資に応じて収益の配分を受けとることができる。

第33条（1）では、いかなる組織或いは個人も土地請負経営権移転の進展を強制、阻害してはならないと明記し、また第34条では、土地請負経営権移転の主体が請負方であること、請負方は法に基づいて、自主的に移転するか否か、移転の方式を決定する権利を有していることが明記されている。そして、第35条では、「請負期間内に、委託方は請負契約を一方的に解除してはならず、少数が多数に従うといったことを口実に請負方に土地請負経営権を放棄或いは返納することを強制してはならず、“口糧田”と“責任田”などを区分することを

理由にして請負地を回収し、請負入札を行ってはならない。請負地を債務の代わりに回収してはならない」と、具体的な強制の方法まで明記し請負地回収を禁止している。これは裏を返せばこのような事態が発生しているということであり、一部地域で土地流動化の活性化を理由に請負経営権の競売を強行したり、農民に強制的に請負経営権買い取りを要求したりする例が報告されている（柳澤，2003）。なかなか進まない農地の集約を進展させるため、所有権と請負経営権を分離しその請負経営権の流動化を図る一方、そのなかで農民の権利を維持、保護することがいかに難しいかがわかる。2007年3月に可決された「物権法」においても、第3編第11章において土地請負経営権が定められており、土地請負経営権の物権としての権利が規定されたと言えるが、農地利用の効率化と農民の権利保護の両立には細心の注意が必要であろう。

2005年3月には「農村土地請負経営権流転管理弁法」が施行され、改めて農民の自由意思による請負経営権の移転を保障するとともに、請負方が請負経営権を移転する場合はその委託内容と期限や権限を明記した委託書を作成し、その委託書がなければ請負経営権移転ができないとしている。また県レベル以上の人民政府農業行政主管部門が規定の職責に基づき、農村土地請負経営権の流動化と契約管理を指導すること（実際の変更手続きや登録手続きは郷鎮人民政府農村土地請負管理部門）が明記され、その指導管理の下、流動化手続きの規範化、ルール化が図られている。

表2 土地請負経営権の移転

	書面による 契約	委託方の 同意	委託方との 関係	登記 (對抗要件)	移転先
転貸	結ぶべき	報告と記録	変化なし	郷鎮政府農村土地請負管理部門	農業経営能力を持つもの
賃貸	結ぶべき	報告と記録	変化なし	郷鎮政府農村土地請負管理部門	農業経営能力を持つもの
交換	結ぶべき	報告と記録	変化あり	県以上の政府農業行政主管部門	同一集体組織内の農家
譲渡	結ぶべき	同意が必要	変化あり	県以上の政府農業行政主管部門	農業経営に従事する団体 / 農家
その他	代理耕作	一年以内不要	変化なし		
	出資	結ぶべき	変化あり	郷鎮政府農村土地請負管理部門	農業経営能力を持つもの

（出所）河原（2017）、「中華人民共和国農村土地請負法」と「農村土地請負経営権流転管理弁法」を参照、作成。

2008年第17期三中全会において「農村の改革・発展を推進するにあたっての若干の重大な問題に関する決定」が通過した。①土地の集団所有制を変えてはならない、②農地の用途を

変えてはならない、③請負農家の權益を損なってはならないことを条件に、「土地請負經營權の流動市場を確立、整備し、法令順守・自由意思・有償の原則に従って、農民が転貸、賃貸、交換、譲渡、株式合作などの形で土地請負經營權を流通させることを認め、様々な形の適度の大規模經營を發展させる」と明記した。関（2008）は請負期限についての表現が、従来の「長期不変」から「長久不変」に変更されており、制度の安定性がより強調されていることを指摘し、一部学者が「永久請負制（永包制）」実施を提唱していることを紹介している。この実施により「建前として土地の公有制が維持されたまま、実質的には、土地が農民の私有財産となる」というのである。実際、関（2008、2014）も指摘するように、都市部の宅地の使用權の期限は70年、工業用地は50年、商業用地が40年であるのに対し、農地の請負權は30年であり、他の用途と比べ短いことも確かで、延長を求める声も多い。

土地請負經營權流動化については、繰り返し農民の自由意思が強調され、請負期間中の一方的な回収は禁じられているが、そもそもの土地の配分（例えば土地の境界等）にも問題が多く、紛争が絶えない。2009年6月には第11期全国人民代表大会常務委員会第9回会議において「中華人民共和国農村土地請負經營紛争調停仲裁法」が通過し、2010年1月より施行されているが、戴軍（2018）によると、2016年に30の省（区、市）で村民委員会や郷鎮政府、農村土地請負仲裁委員会が受理した紛争件数は38.1万件で、土地請負に関するものが25.7万件で全体の67.4%、流動化に関するものは10.8万件で28.3%となっており、流動化にまつわるものよりそもそもの土地請負に関するものが多い。政府は各農家の請負農地区画の正確な登記を進めているが、今後流動化が進展するにしたがって流動化に関する紛争が増加することも予想される。仲裁調停のルール整備が重要となるだろう。

3. 土地請負經營權流動化の現状と課題

ここまで農家經營請負制の導入から、土地請負經營權の流動化に至る政策と法整備の状況を見てきた。ここでは、土地請負經營權流動化の現状を見ていくが、その前に中国農業における農地集約の重要性を改めて確認したい。

改革開放以降、農薬や化学肥料、施設栽培用の資材などの投入が増加しており、土地生産性は飛躍的に伸びたが、一方で繰り返し述べるように、農家經營請負制は土地を分散化し、經營を零細化してしまった。表3、4は1畝（15分の1 ha）あたりの穀物生産と、大中市（近郊）野菜生産の収益とコストを示している。穀物生産を見てみると、生産高は上がってきているものの、コストも増加しており、近年では利潤率は10%を切り、2016年に至ってはマイナスとなっている。そもそも土地集約的作物である穀物生産においては、小規模經營

表3 1畝(=1/15ha) 当たり穀物生産収益状況

	生産量 (kg)	生産高(A) (元)	総コスト(B) (元)	総利潤(C) (元)	現金コスト (元)	現金収益 (元)	利潤率/コスト (C/B)(%)	利潤率 (C/A)(%)
2003	344.2	411.2	377.0	34.2	199.8	211.5	9.1	8.3
2004	404.8	592.0	395.5	196.5	218.0	373.9	49.7	33.2
2005	393.1	547.6	425.0	122.6	228.8	318.8	28.8	22.4
2006	403.9	599.9	444.9	155.0	243.2	356.7	34.8	25.8
2007	410.8	666.2	481.1	185.2	261.7	404.6	38.5	27.8
2008	436.6	748.8	562.4	186.4	314.6	434.3	33.1	24.9
2009	423.5	792.8	600.4	192.4	326.1	466.7	32.0	24.3
2010	423.5	899.8	672.7	227.2	348.5	551.4	33.8	25.2
2011	442.0	1041.9	791.2	250.8	399.7	642.2	31.7	24.1
2012	451.4	1104.8	936.4	168.4	449.7	655.1	18.0	15.2
2013	444.7	1099.1	1026.2	72.9	473.8	625.3	7.1	6.6
2014	470.9	1193.4	1068.6	124.8	482.9	710.4	11.7	10.5
2015	467.4	1109.6	1090.0	19.6	493.0	616.6	1.8	1.8
2016	457.1	1013.3	1093.6	-80.3	501.2	512.1	-7.3	-7.9

(注) 生産高=実際に販売し得た収入+(自家消費・在庫・その他農家の手元に残っている農作物×すでに販売した作物の総合平均価格)、総コスト=生産コスト(家庭内労働を換算したものを含む)+土地コスト(借地料等)、総利潤=生産高-総コスト、現金コスト=現物・サービス費用+給与支払い+借地料、現金収益=生産高-現金コスト。

(出所) 国家発展和改革委員会価格司編『全国農産品コスト収益資料滙編』各年版より作成。

表4 1畝(=1/15ha) 当たり大中市野菜生産収益状況

	生産量 (kg)	生産高(A) (元)	総コスト(B) (元)	総利潤(C) (元)	現金コスト (元)	現金収益 (元)	利潤率/コスト (C/B)(%)	利潤率 (C/A)(%)
2003	3314.4	2652.1	1311.2	1340.9	800.1	1582.0	102.3	50.6
2004	3573.4	3325.9	1763.0	1562.9	991.3	2334.7	88.6	47.0
2005	3412.2	3350.6	1743.9	1606.7	990.7	2359.9	92.1	48.0
2006	3501.9	3483.8	1973.9	1509.9	1136.6	2347.2	76.5	43.3
2007	3567.5	4329.3	2102.5	2226.8	1227.0	3102.3	105.9	51.4
2008	3568.4	4097.8	2216.1	1881.7	1274.7	2823.1	84.9	45.9
2009	3570.5	4398.3	2310.5	2087.8	1303.2	3095.1	90.4	47.5
2010	3503.5	5475.4	2698.5	2776.9	1543.2	3932.2	102.9	50.7
2011	3781.7	5537.2	2979.5	2557.7	1541.0	3996.2	85.8	46.2
2012	3883.2	6099.7	3644.7	2455.0	1883.3	4216.5	67.4	40.2
2013	3834.5	6903.2	4050.9	2852.3	1969.0	4934.2	70.4	41.3
2014	3803.9	6203.7	4133.9	2069.8	1998.4	4205.2	50.1	33.4
2015	3811.5	6533.2	4345.3	2187.9	2266.8	4266.4	50.4	33.5
2016	3626.6	7107.1	5084.5	2022.5	2657.9	4449.2	39.8	28.5

(注) 同上。

(出所) 同上。

は不利であり、その生産は政府の生産補助や価格補助に支えられていると言える。生産・価格補助制度の拡充は農家の生産を維持、保護する一方で、却って不効率な生産を維持してしまったり、土地の集約を阻害する場合もあり、慎重な措置が必要である。大中都市近郊の野菜生産においても、比較的高かった利潤率は最近では30%程度に落ちて来ており、生産にかかるコストの上昇も著しい。品種や栽培技術の向上、加工・流通との接続などとともに、機械化などの労働生産性の上昇が必要であり、そのためには一定の経営規模化が欠かせない。

次に、表5で都市化の進展と農家戸数の変化の状況を確認したい。行政区画数を見てみると、郷数及び村民委員会数は一貫して減少傾向で、一方鎮は2010年にかけて減少するが、その後は増加し続けている。街道も同様に増加傾向である。近年実施されている都市化政策を反映し都市区画が増加している。また農村人口を見ても減少を続けており、都市と農村の戸籍別での人口割合は、1978年の17.9：82.1から2016年には57.4：42.6となっている。流動人口数は2017年で2.44億人に上り、これを加味すると都市化はこれ以上に進展していると見られる。一方で、先述のように農家戸数は増加している。2000年から2014年にかけて1億8971万人の農村人口が減少したにも関わらず、2000年に2億4000万戸余りであった農家戸数は、2014年に2億7000万戸余りに増加しているのである。先に見た農村土地請負法第26条では、一家をあげての移動に対し、（小都市の場合と大都市の場合とで扱いは異なるが）土地回収が可能となっている。しかし、多くの労働人口が都市へ移動しているにもかかわらず、一部家族が農村に残るか、或いは戸籍を残すなど土地請負経営権を手放さない現状が伺える。その結果、劉・李・王（2016）によると、2014年時点で請負経営面積が10畝以下の農家が全体の98.7%を占めており、50畝以上は1%程度にすぎない。

農業農村部統計によると、土地流動化推進の結果、2004年に0.58億畝であった農村請負地流動面積は、2012年に2.8億畝に増加している（国家統計局農村司，2018）。しかし、これは約1866万 ha で全耕地面積1億2172万 ha（2008年調査）の15%に過ぎない。政府は2014年に個々の農家が農地のどの区画の経営権を持つのかを確定できる農地登記制度を導入し、農地

表5 都市化の進展と農家戸数、農村人口

年	2000	2005	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
鎮	19,692	19,522	19,410	19,683	19,881	20,117	20,401	20,515	20,883
郷	24,043	15,962	14,571	13,587	13,281	12,812	12,282	11,315	10,872
街道		6,152	6,923	7,194	7,282	7,566	7,696	7,957	8,105
村民委員会	743,715	640,139	594,658		588,407	589,067	585,892	580,575	559,702
農村戸数（万戸）	24,149	25,222	26,385		26,802	26,949	27,053		
農村人口（万人）	80,837	74,544	67,113	65,656	64,222	62,961	61,866	60,346	58,973

（出所）『中国統計年鑑』各年版と中華人民共和國農業農村部 HP の統計データより作成。

の賃借を促進するための環境整備に取り組み始めた⁴⁾。これを受けて、大規模な営農組織に流入した農地は2014年に前年度比18%増の2700万 ha に達したが、農地全体に占める割合は1割に過ぎない（『日本経済新聞』2016年8月24日朝刊）。国土資源部が公表している耕地面積（2014年末1億3506万 ha）で見ても20%と今後の進展が期待される⁵⁾。

流動の形式についてはどうだろうか。農地集約については、出稼ぎ農民が地元に残る親戚や近隣農家に農地を貸し出す例も多く見られる。しかしながら、それぞれの土地が分散していたり、個別個人的な約束に基づく賃貸も多く、上記のような制度的理由から経営権を譲渡する本格的な集約にまで至らない例も多かった。劉・李・王（2016）によると、2014年で流動化された農地のうち、46.5%が転貸、33.2%が賃貸でこの2方式が約8割を占める。それ以外では譲渡が3%、交換が5.9%、株式合作が6.7%、その他4.7%であった。また流動先の主体としては、農家が58.3%、專業合作社が21.8%、企業が9.7%、その他が10.1%となっており、農家が約6割を占め、專業合作社にも一定集約されていることがわかる。

改革開放以降、零細化、分散化してしまった農家を支援し、農家自身が協同する組合組織の必要性は以前より認識されていたが、80年代相次いで設立された農民の自発的組織は当時規模も小さく、政府の支援も十分ではなかった。2007年に政府は「農民專業合作社法」を施行し、曖昧であった專業合作社の定義や規定を明らかにするとともに、財政支援や税制優遇、科学技術や人材育成支援を実施し、その発展を促進した。「龍頭企業」による契約栽培や、「農民專業合作社」による生産・販売の協同化には大きな期待が寄せられた。「農民專業合作社」数は2007年当初約2万6000社であったが、2014年には100万社を超え、2016年には179.4万社に達した。一部地域では企業やこういった「農民專業合作社」を通じた契約栽培が発展してきており、農産物の品質の向上、規格化、高付加価値化が進められている。ただ、2014年時点では、経営主体ごとの経営面積を見ると農家が87.4%を占めており、專業合作社が6.6%、企業が3%など、專業合作社や企業による経営面積は徐々に増加しているものの、未だ1割に満たない（劉・李・王、2016）（2014年時点）。

そのため、各地域では農地集約に向けてモデル改革を展開している。以下代表例を挙げる⁶⁾。

①成都モデル：農村産権取引所での土地取引情報の交換

2007年に国務院より「都市農村総合改革試験区」に指定され、2008年10月に農村産権取引

4) これに先立ち、権利の確定と権利証の発行が進められている。国土資源部によると、2012年末農村集団土地所有権の権利証の発行率は91.7%に達している（石、2015）。

5) 劉・李・王（2016）によると、2014年請負耕地面積は13.29億畝、流動面積は4.03億畝、流動化率は30.32%であった。

6) 農地集約に向けてのモデル改革については、石（2015）を参照した。

所を設立、土地所有権と請負権を維持し、土地使用権（経営権）を流通させることで土地の集約を実現し、農村の生産効率が向上したという。農村で土地の財産権を確定し、それを取引所で売買することで遊休地の譲渡が進み、大量の宅基地が耕地に転用された。産権取引所での交換を通じて土地を商品化し、土地使用権（経営権）の価値が農民の収入に還元されたという。

②重慶モデル：「地票」モデルで異なる性質の土地を交換

2008年国土資源部が「都市農村建設用地増減リンク試行管理弁法」を發した。これは全体の土地利用計画に基づき、農村建設用地を整理し耕地に整地し直した土地（「拆旧」）と都市建設に利用する土地（「建新」）で「建新拆旧」プロジェクト区を設け、土地整理と耕地整地を行う。プロジェクト区内でそれぞれの種別の用地面積がバランスしていることを条件に、最終的に集約化により耕地有効面積を増加させ耕地の質を向上し、建設用地の利用を節約・集約し、都市農村用地の配置の合理化を目指すものである。重慶では都市と農村の土地をリンクする指標として「地票」制度を構築し、「地票」は建設用地指標として、取引の対象とした。

③湖南省益陽モデル：土地信託

土地信託公司を作り、農家からの委託を受け土地を再編成したうえで商品化する。土地を集約し流通をさせることができる。

④浙江省嘉興モデル：「兩分兩換」農民の都市化

「兩分」とは、農民の宅基地と請負地を区別することと、農家の都市への移動と土地流通を区別することで、「兩換」とは農民が都市住民になるため、宅基地を放棄する代わりに都市部の住宅或いは補償金を取得することと、請負地を放棄して社会養老保険や就職などの社会保障を取得することを指す。宅基地を放棄し、請負地を留保することも可能である。請負地についても、自分で耕作、他人に貸し出す、請負権を放棄して養老保険と都市での就職を取得するといった3つの選択肢がある。最大の特徴は、土地の流動化だけでなく、農民が都市へ移動し、かつ養老保険や就職の手当てがあることであるという。これは農民を受け入れることができる財政力のある地域でなければ実行が難しい。

⑤広東省佛山モデル：土地株式合作

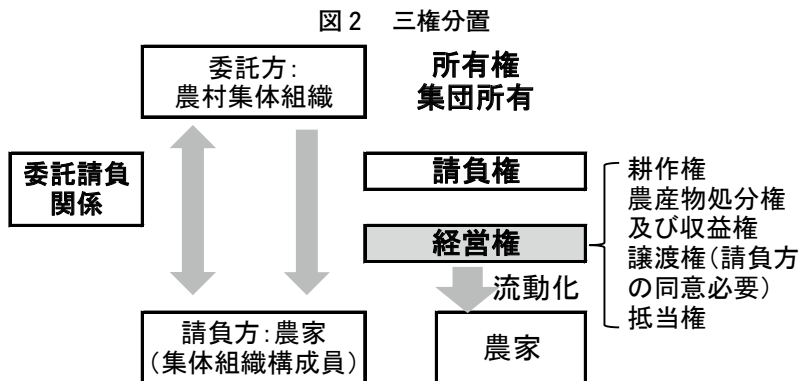
農民が集団で土地請負経営権を株式化し、土地株式合作組織を組成する。この合作組織を通じて大規模経営者に土地使用権を譲渡し、収益を得る。農民は所有株式数に応じて配当を受ける。土地請負制度では農地の転用は厳しく制限されているが、佛山では農業以外の用途に使用されており、農地の集約と使用効率を高めるだけでなく、商工業の発展にも寄与したという。農民の土地に関わる権益を維持・保護しながら、非農業への就業も促進することが

できるが、この実施は④同様、大都市近郊など一部経済環境の整った農村に限られる。

筆者が行った調査では⁷⁾、農村からの移住を促進するため、住宅を建設し、優遇価格で農民に販売を行っていた。すでに第1期で800戸余りが移住し、最終的には5000戸の移住を計画しており、都市化の進展と農村の基盤整備を二つの柱として実施している。これにより移住したものは非農業に従事し、土地は残った家族が栽培を続け、家族・親戚内での農地集約が実現されていた。その他、農地の賃貸については、「土地銀行」を設立し、土地の賃貸の仲介を行っている。農家は「土地銀行」と契約を結び、大規模栽培を希望する農家に「土地銀行」の仲介により耕地を貸し出す。「土地銀行」を介すことで、貸し出す際の不安（賃貸料の徴収など）を軽減し、大規模栽培を希望する農家の借り受けをしやすくしている。こういった農地流動化を仲介するプラットフォームにより、農地の貸し手と借り手の情報や要望をマッチングし、双方のリスクを軽減することも流動化促進には重要であろう。

4. 三権分置

請負経営権の流動化はまだ全体としての割合は少ないものの、少しずつ増加している。その中で問題となってきたのが、元請け農家と、移転先農家や企業・団体の権利関係である。つまり、転貸や賃貸、代理耕作、出資といった移転方式では、集体組織と元請け農家との委託請負関係は変化せず、両者の義務、権利関係も変化しない。一方、請負経営権が移転された農家或いは企業・団体が一体どのような義務を負い、権利を有するのかは曖昧であった。移転先農家や企業・団体としては、長期的な視野での栽培や経営展開のためには請負経営権の安定が鍵となるため、その義務と権利の明確化、安定化が必要となった。



7) 2016年8月に陝西省咸陽市楊陵区において農村調査を行った。

2013年12月中央農村工作会議において「集団による所有権を徹底させ、農家の請負権を安定させ、土地の経営権を活性化させる」方針が打ち出された。これまでの所有権と請負経営権の二権分離から、所有権、請負権、経営権の三権分離を実施し、経営権を流動化させる方針である。次いで、2014年中共中央、國務院は「農村改革を全面的に深化させ農業現代化推進を加速することに関する若干の意見」を發し、農村の土地集団所有権を基礎としたうえで、農家の請負権の安定と土地経営権の活性化を明確に実行すること、農地の経営権を担保に金融機関より融資を受けることを許すことが明らかになった。これまでの農村土地集団所有権と請負経営権の両権分離政策から、集団土地所有権は変わらず、土地請負権の安定と、土地経営権の活性化（＝流動化と規模経営による効率化）という「三権分置」段階へと移った。

2016年には「農村土地所有権請負権経営権分置弁法に関する意見」が中共中央弁公庁・國務院弁公庁より出され、三権分置政策実施についての具体的体制が作られた。2017年10月に開催された中国共産党第19期全国代表大会報告でも、土地請負関係の安定と「長久不変」を維持するために、第2期請負期間が期限を迎えたものは再度30年延長することが述べられた。三権分置を基礎に、農村の現在における基本的な経営制度を維持し、改善する姿勢が改めて示された。これにより元請け農家は請負権を保持したまま、経営権を移転・流動化することで収益を得ることができ、一方経営権を得た移転先農家が享有する権利（耕作権や収益権、讓渡権、抵当権等）についても明確化が図られている。

第13期全国人民代表大会常務委員会では「農村土地請負法」の改正計画を今後の立法計画にのせることとなった。請負権と経営権を分離することで、それぞれの権利と義務を整理する必要がある。2017年10月と2018年10月に草案修正と審議が行われている。これは第2期土地請負を基礎に再度期限を30年延長し、土地所有権（集団所有）の維持・不変と、農村土地請負関係の安定を前提として、土地経営権に融資担保などの機能を賦与することで土地要素市場を活性化し、土地要素とその他要素の合理的配置を実現しようとするものである（任、2018）。一方で、農家に対し経営権の流動を強制する地域も見られ、農家の權益を保護する重要性も増している。草案では、経営権の流動化はどのような方式であろうとも、すべて請負方の意思を尊重しなければならず、例えば都市への移住（戸籍変更を伴う）の条件として土地請負経営権の返還を求めてはならないとしている。但し、2018年10月の第2稿草案では、請負農家が一家をあげて大都市へ移住し、都市戸籍に変更し、都市の住宅・社会保障体系に編入された場合、農村集体經濟組織の成員としての身分は喪失すると明記されており、土地請負経営権の返還が求められている。これは先に見たように、都市において安定した収入や社会保障を得た場合など一部条件の整った農民の請負経営権の回収を可能とするもので

あり、出稼ぎ農民の権益保護に留意しつつも、農業を生業としない農民の農業からの退出を促すものと見ることができる。

経営権の範囲としては、譲渡契約に基づき、農地を占有し農業経営を行うことができ、法に基づき土地経営権登記を申請できる。また、請負方の同意を得れば再度土地経営権を流動させることができ、融資担保にもできるとしている。報道によると（中国人大網、2018）今回の第2稿草案では、融資担保に関しての部分が補充されており、土地評価の問題と担保設定にはまだ多くの問題が残っている。また任（2018）や中国人大網（2018）の報道によると、審議において個別調整の条件についての議論が比較的大きな問題となった。今回の改正審議においても、請負関係の長期安定の原則が強調されており、土地請負期間中、請負方に対し土地請負経営権証書を発行すること、請負地を回収したり請負制度を調整したりしてはならないことなどが明記されている。しかし、個別調整に関しては、現法では「自然災害により請負地が重大な毀損を受けるなど特殊な状況」としているのに対し、改正案では「特殊な状況により矛盾が突出」した場合となっており、自然災害以外にもその対象が広がり、土地調整ひいては土地の回収・接収などにつながる懸念がある。

三権分置以降の農地の動きを見てみたい。第3次全国農業センサスの結果によると、2016年の耕地の規模化耕地面積（南方50畝以上、北方100畝以上）の全耕地面積に占める割合は28.6%であった⁸⁾。流動面積については、農村経済体制与経営管理司・農村合作経済経営管理総站（2018）によると、2016年で4.8億畝、農家経営請負面積の35.1%に達している。請負農地を流動化させた農家は6788.9万戸で請負農家の29.7%となった。農地流動化率の高い地域としては、上海74.8%、江蘇60.2%、北京60%、浙江53.8%、黒龍江50.4%、天津45.6%、重慶42.4%、安徽40.9%、湖北39.7%、湖南39.6%であった。沿海部の経済発展著しい地域の割合の高さが目立つが、それ以外にも黒龍江などの食糧⁹⁾生産基地、湖北、湖南などの内陸地域でも流動化が進展しつつある。流動化の方式としては転貸と賃貸が主流で、それぞれ流動面積に占める割合は47.1%、35.1%とあわせて80%を超える。流動先としては、農家（専業大規模農家、家庭農場を含む）は58.4%（全流動面積に占める割合。以下同様）、合作社が21.6%（株式形式は13.2%）、企業9.7%であった。なお、流動化した耕地のうち、食糧を作付けしている面積は56.5%で半数以上を占めており、その割合が60%を超える地域として、黒龍江（88.3%）、内モンゴル（70.1%）、吉林（68%）、湖北（67.6%）、安徽（66.5%）、河

8) 国家統計局農村司（2018）。その他養豚（年出荷200頭以上）が62.9%、家禽（肉鶏・肉鴨年出荷1万羽以上、鶏卵・鴨卵用飼育2000羽以上など）73.9%と、牧畜・家禽業では比較的早く規模化が進んでいる。

9) 中国で食糧（中国語では「糧食」）という場合、穀物（コメ・小麦・トウモロコシ・高粱・粟・その他雑穀）に豆類（さやを除いた乾燥豆換算）、イモ類（サツマイモ・馬鈴薯、5分の1換算）が含まれる。

南（65.8%）遼寧（61.3%）、江西（60.1%）等が挙げられる。これら上位地域はいずれも食糧生産地であり、食糧生産において農地集約が積極的に行われていることが伺える。

おわりに

集団所有を維持したままの農地流動化の模索は、所有権と請負経営権の分離から、現在は所有権と請負権、そして経営権の三権分離へと移っている。農民の権益を如何に維持しつつ、農業経営を活性化させるか。農地集約はこれまでの制度改革や法整備を経て、一定進んできたと言える。先ほど述べたように、全耕地面積の約3割が一定規模以上の経営を行っており、また少しずつではあるが流動化面積も増加してきている。しかし、2014年時点で請負経営面積が10畝以下、つまり0.67ha以下の農家数は全体の98.7%を占めており、ほとんどの農家が小規模経営のままであり、人口圧力は高く、まだまだ農地集約と規模化経営は発展途上にある。高齢化と担い手不足が急速に進展するなか、大規模専門農家や企業による農地集約と規模化経営、専門合作組織などによる農家の協同化など多様な経営により、これまでの小規模・分散経営からの構造転換が必要である。これに時間がかかればかかるほど、若年層は他産業に流出し、担い手不足はより深刻になるだろう。生産の効率化と、加工や流通、販売も含めた六次産業化など経営基盤の強化、つまり「稼げる農業」化は中国においても待たなしである。

農村農業部部長の韓長賦は2018年12月4日、農業農村部の第73期毎月講壇活動において、「中国農村土地制度改革－慶祝中国農村改革40周年」と題する報告を行った。その中で、中国の農村土地制度改革は新しい歴史のスタート上にあるとしたうえで、以下の10の課題を挙げている。①農村土地請負関係を安定させるために、土地政策の安定性と継続性を維持しなければならない。また矛盾が突出している地方では一定の改革改善の余地を与え、政策のつながりと安定を確保する。②請負地の三権分置制度を着実に実行し、権利主体の権利の境界と相互権利関係を整理し、所有権と請負権の権利と機能の内容を改善し、経営権を平等に保護する。③規模経営と小農家の発展関係を処理し、新型農業経営主体（農民専門合作社や株式合作社、家庭農場や龍頭企業等）が現代農業建設において牽引作用を発揮し、小農家と現代農業が有機的につながることを促進する。④科学的で合理的な農村土地請負権退出制度を模索し、打ち立て、全体の要求としては積極確実に、農民の意思を尊重し、各方面の関係を処理する。⑤土地経営権担保ローンを推進し、農業経営主体の生産発展の資金ルートを広げる。⑥耕地保護制度を強化し、耕地を維持し減少させず、質を上げる。⑦農村土地接収制度を改革し、回収する土地の範囲を縮小し、土地値上がり収益分配メカニズムを改善する。農

村集団経営性建設用地の市場化制度を改善し、都市農村統一建設用地市場を打ち立てる。⑨宅基地制度改革を推進し、安定と活性化の関係をうまく処理し、最低ラインを明らかにし、権利と権限の拡大と機能の賦与を行い、実験を確実なものとする。⑩土地譲渡収入使用制度を改善し、農業農村で土地値上がり収益がさらに分かち合えるようにする。

所有権、請負権、経営権の権益関係を更に整理し、それを保護する一方で、経営意欲が高く、今後の農業の担い手となるような「新型農業経営主体」に農地を集約すること、そしてそのために、それ以外の主体（経営意欲が低い、都市部への移住等一定の条件を満たしているなど）の「農村土地請負権」からの退出を促す制度の整備を行うことに言及している。これは無闇な請負権の回収につながらないように慎重な制度設計が必要であるが、農家の権益を維持しつつ、経営意欲のある農家や組織に如何に農地を集約するかが問題となる。農民が安心して土地の経営権を譲渡するため、土地制度のみならず、戸籍、雇用、社会保障や教育にまで関わる制度整備、都市農村二元体制の更なる改革が必要であろう。また、一層の農地集約と経営効率化の進展には、各農家や生産主体の個別の交渉・契約だけでなく、それを仲介したり取りまとめるプラットフォームが必要である。農地集約のモデル改革で見たような株式合作や、信託方式、筆者が調査した「土地銀行」などがそれにあたるだろう。こういったプラットフォームを通じて、情報共有やより効率的な農地集約を行い、譲渡や賃貸の仲介を行うことで経営権の移転に伴うトラブルを防ぎ、経営権を移転する側、される側双方のリスクを軽減することが重要であろう。こういったプラットフォームの役割については、各地域で改革が実施されているため、今後の調査により明らかにしていきたい。

この他にも、農家に対しどのような補助政策を実施するのも重要である。日本の例からも、徒な補助政策は農家の農業からの退出を阻害し、農地集約を遅らせるかも知れないからである。農業補助政策については今回分析をすることはできなかったが、今後実態を明らかにしていきたい。

参考文献

- 河原昌一郎（2006）「中国の土地請負経営権の法的内容と適用法理」農林水産政策研究所『農林水産政策研究所レビュー』No.18 http://www.maff.go.jp/primaff/kanko/review/attach/pdf/060125_pr18_05.pdf（最終閲覧日：2018年12月3日）
- 河原昌一郎（2017）「中国農村の土地制度と土地流動化」農林水産政策研究所プロジェクト研究〔主要国農業戦略横断・総合〕研究資料 第4号『平成28年度カントリーレポート：中国、インド、インドネシア、メキシコ、ケニア』 http://www.maff.go.jp/primaff/kanko/project/attach/pdf/170900_28cr04_02.pdf（最終閲覧日：2018年12月3日）
- 関志雄（2008）『「第17期三中全会」の焦点となった農地の流動化』独立行政法人経済産業研究所 <https://>

- www.rieti.go.jp/users/china-tr/jp/ssqs/081208ssqs.html（最終閲覧日：2018年12月7日）
- 関志雄（2014）「加速する農村部における土地の流動化一本格化する信託制度の活用―」独立行政法人経済産業研究所 <https://www.rieti.go.jp/users/china-tr/jp/ssqs/140307ssqs.html>（最終閲覧日：2018年12月7日）
- 巖善平（2018）「農業・農村・農民（三農）問題」梶谷懐・藤井大輔編著『現代中国経済論 [第2版]』第3章、ミネルヴァ書房
- 石洪（三菱東京UFJ銀行（中国）トランザクションバンキング部中国調査室）（2005）「中国の農村土地改革、所有権・請負権・経営権を分離、経営権を譲渡可能に～農民の財産収入の増加が期待できる」『BTMU（China）経済週報』2005年1月5日第235期
- 高屋和子（2009）「農業の構造調整と近代化への取り組み」佐々木信彰編著『中国改革開放30年の明暗』第Ⅱ部第2章、世界思想社
- 高屋和子（2010）「中国の食糧生産と食糧産業チェーン形成の必要性」『経済学雑誌』第111巻第3号、pp. 74-94
- 高屋和子（2016）「中糧集团有限公司（COFCO）－食糧安全保障とグローバル産業チェーンの展開」佐々木信彰編著『現代中国の産業と企業』第1章、晃洋書房
- 柳澤和也（2002）「現代中国における『農村土地使用権』の設定とその効果－土地利用の効率化と土地財産の保障」神奈川大学経済貿易研究所『経済貿易研究』第28号
- 柳澤和也（2003）「『中華人民共和国農村土地請負法』の検討：土地利用の効率化と土地財産の保障の実現の視点から」神奈川大学『商経論叢』第39巻第1号
- 国家統計局農村司（2018）「農村改革書写輝煌歴史」中華人民共和国農業農村部 HP http://nmysj.moa.gov.cn/xdnycj/201809/t20180923_6157910.htm（最終閲覧日：2018年12月8日）
- 国家發展和改革委員会価格司編『全国農産品成本収益資料滙編』各年度版、中国統計出版社
- 戴軍（2018）「強化意識提昇能力依法維護農民合法權益」中華人民共和国農業農村部 HP http://www.jgs.moa.gov.cn/nctdcbjy/201802/t20180205_6136477.htm（最終閲覧日：2018年10月29日）
- 中華人民共和国自然資源部（2018）『中国土地鉱産海洋資源統計広報2017』 <http://gi.mlr.gov.cn/201805/P020180518560317883958.pdf>（最終閲覧日：2018年12月10日）
- 中華人民共和国農業農村部（2018a）「農村改革發展30年大事記」中華人民共和国農業農村部 HP http://www.moa.gov.cn/ztlz/nyncggfz30n_1/gd/200812/t20081218_1192134.htm（最終閲覧日：2018年12月9日）
- 中華人民共和国農業農村部（2018b）「韓長賦在農業農村部每月講壇上協調把握好新時代農村土地制度改革方向以深化改革為鄉村振興提供強大動力」中華人民共和国農業農村部 HP http://www.moa.gov.cn/jg/leaders/lingdhd/201812/t20181204_6164367.htm（最終閲覧日：2018年12月10日）
- 中国人大網（2018）「修法正当其時－全國人大常委會組成人員分組審議農村土地承包修正草案二審稿」（新華網2018年10月25日） http://www.npc.gov.cn/npc/lfzt/rlyw/2018-10/25/content_2063754.htm（最終閲覧日：2018年12月10日）
- 中国経済体制改革研究会（2010）「農村土地制度改革歴史演進」 <http://www.cser.org.cn/news/1014.aspx>（最終閲覧日：2018年12月4日）
- 陳錫文（2017）「土地請負権保持長久不變但必有期限」中国経済体制改革研究会 HP http://www.cser.org.cn/scholars/chenxiwen_1048.aspx（最終閲覧日：2018年12月4日）
- 陳錫文（2018）「從農村改革40年看鄉村振興戰略的提出」中国経済体制改革研究会 HP http://www.cser.org.cn/scholars/chenxiwen_1053.aspx（最終閲覧日：2018年12月4日）
- 任大鵬（2018）「不斷推動農村土地制度更加完善」中華人民共和国農業農村部 HP <http://www.moa.gov>

cn/ztl/xfxcz/zjft/201812/t20181203_6164245.htm（最終閲覧日：2018年12月8日）

農業部農村經濟体制与經營管理司、農業部農村合作經濟經營管理總站（2018）「2016年農村家庭承包耕地流轉及糾紛調处狀況」中華人民共和國農業農村部HP http://www.jgs.moa.gov.cn/txjsxxh/201801/t20180105_6134216.htm（最終閲覧日：2018年10月29日）

農業部農村經濟体制与經營管理司、農業部農村合作經濟經營管理總站、農業部管理幹部学院、中国農村合作經濟管理学会編著（2017）『中国農民專業合作社發展報告（2007－2016）』中国農業出版社

劉守英・李青・王瑞民（2016）「中国農地權属与經營方式的变化」國務院發展研究センター <http://www.drc.gov.cn/xsyzcfx/20160219/4-4-2890166.htm>（最終閲覧日：2018年10月29日）